

ボランティアセンターの活動にご協力くださった皆さま

- ・ 明治学院大学同窓会
- ・ 明治学院大学保証人会
- ・ 明治学院同窓会ウィメンズクラブ「くらら会」
- ・ 明治学院大学戸塚まつり準備会
- ・ 明治学院大学ハロプロ研究会
- ・ 個人1名（氏名非公表）

上記のみなさまよりご支援を頂戴しました。

2017年度マスコミ報道一覧

日付	媒体名	内容
5月10日	広報よこはま 戸塚区版(5月号・ 8面)	「明治学院大学 学生ボランティアが活発に活動を行っています ・ とつか宿場まつりに参加 ・ 地域子育て支援拠点でのボランティア活動 ほか」
7月19日	東海新報	「夏祭り気分味わう 陸前高田 きらりんきつず夕涼み会」
9月	NHK「地域アーカイブス」	岩手県大槌町吉里吉里地区での活動が映像配信 「学生たちが担う息の長いボランティア活動」 (明日へ 支えあおう 復興サポート)
3月7日	時事ドットコム	「被災地方言、消滅の危機=避難で若年層流出 - 「継承」取り組む動き・東日本大震災7年」 ※事例として吉里吉里カルタが取り上げられる
3月12日	日本経済新聞	「3・11 神奈川で考える 関連イベント相次ぐ」

各年度の情報はボランティアセンターウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.meijigakuin.ac.jp/volunteer/introduction/media/>

各委員一覧

2017年度ボランティアセンター運営委員

野 沢 慎 司 (副学長) 【委員長】
松 本 一 裕 (文学部)
鵜 殿 博 喜 (経済学部)
深 谷 美 枝 (社会学部)
河 野 奈 月 (法学部)
齋 藤 百合子 (国際学部)
杉 山 雅 俊 (心理学部)
原 田 勝 広 (教養教育センター)
岡 伸 一 (宗教部長)
大 平 浩 二 (教務部長)
亀ヶ谷 純 一 (学生部長)
武 村 美津代 (事務局長)
杉 山 恵理子 (センター長)
藤 川 賢 (センター長補佐)
猪 瀬 浩 平 (センター長補佐)
中 原 美 香 (ボランティアコーディネーター)
田 口 めぐみ (ボランティアコーディネーター)

2017年度ボランティア活動推進委員

杉 山 恵理子 (センター長) 【委員長】
可 部 州 彦 (有識者)
谷 口 浩 一 (学外有識者)
唐 木 富士子 (学外有識者)
藤 川 賢 (センター長補佐)
猪 瀬 浩 平 (センター長補佐)
中 原 美 香 (ボランティアコーディネーター)

2017年度ボランティアセンタースタッフ

杉 山 恵理子 (センター長)
藤 川 賢 (センター長補佐)
猪 瀬 浩 平 (センター長補佐)
波多野 洋 行 (次長)
中 原 美 香 (ボランティアコーディネーター)
田 口 めぐみ (ボランティアコーディネーター)
高 橋 千 尋 (課長)
松 本 剛
青 木 洋 治
北 野 順 子
石 塚 美 香
宮 本 晃 子
町 田 理 美
大田垣 美 穂
蘆 田 早 帆

明治学院大学ボランティアセンター規程

2001年 7月18日	大学評議会承認
2004年 5月19日	大学評議会承認
2004年10月20日	大学評議会承認
2005年10月 7日	常務理事会承認
2005年12月 9日	常務理事会承認
2006年 1月13日	常務理事会承認
2006年 7月14日	常務理事会承認
2010年 3月12日	常務理事会承認
2014年 3月14日	常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学(以下、「本学」という。)に明治学院大学ボランティアセンター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、共通教育機関として、「他者への貢献」(Do for Others)の精神にのっとり、ボランティア活動を通じた人間教育を行うことを以て目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) サービス・ラーニングプログラムの企画、実施
- (2) 学生等に対するボランティアの立ち上げなど、学生の自主的活動の支援と助言
- (3) 地域や国際社会への貢献を目指し、社会との協働によるボランティアプログラムの開発
- (4) 学内外のボランティア活動に関する情報収集と学生への提供及び相談への対応
- (5) 教職員への情報提供とボランティア活動参加に関する機会提供
- (6) 本学におけるボランティア関連科目に関する協力
- (7) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(活動)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、以下の学生の活動を支援する。

- (1) キャンパス周辺の地域に貢献する活動
- (2) ボランティア入門プログラムに伴う活動
- (3) 地震、津波、台風、洪水など自然災害に伴う被災地支援活動
- (4) 海外でのボランティア等に関する活動
- (5) 学外の人道支援機関、特定非営利活動法人(NPO)、企業等との連携活動
- (6) ボランティア参加への啓発活動
- (7) その他

(運営委員会規程)

第5条 センターの組織および運営に関する重要事項を審議するため、明治学院大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 センター運営委員会規程は、これを別に定める。

(構成)

第6条 センターには次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター長補佐 若干名
- (3) ボランティアコーディネーター 2名
- (4) 非常勤ボランティアコーディネーター 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(センター長)

第7条 センター長は本学専任教員の中から、学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第8条 センター長補佐は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティアコーディネーター)

第9条 ボランティアコーディネーターの任用等は、「ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティアコーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第10条 ボランティアコーディネーターは、3年ごとにセンター長の設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 非常勤ボランティアコーディネーターは、契約更新時にセンター長が設置する評価委員会による評価を受ける。センター長はその結果を学長に報告する。

3 前2項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、センター長補佐、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第11条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行い、推進委員によって構成される。

3 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家（若干名）からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

4 センター長は、必要に応じて推進委員以外の者を陪席させることができる。

(学生メンバー)

第12条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行（第3条第2項、教養教育センター設置による。）
- 4 2004年4月1日一部改正施行（第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。）
- 5 2004年8月1日一部改正施行（第4条ボランティア・コーディネーター、事務職員数の変更による。）
- 6 2005年11月1日一部改正施行（第7条ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設）
- 7 2006年1月1日一部改正施行（コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。）
- 8 2006年1月1日一部改正施行（第7条2項非常勤ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。）
- 9 2006年4月1日一部改正施行（第3条事務局職制変更による）
- 10 2010年4月1日一部改正施行（基本理念作成委員会の答申に基づき、第2条目的および第3条業務を見直し、第4条運営委員会規程を別途新設し本規程から削除、第5条センター長補佐の人数を変更、第7条センター長補佐は専任教員の中から選する、第9条2項に非常勤ボランティアコーディネーターの評価を明記、3項の評価委員会構成メンバーにセンター長補佐を追加、第10条4項推進委員会参加メンバーを弾力化する条文を追加）。
- 11 この規程は、2014年4月1日から施行する。（第3条3項、第4条学生の活動内容の追加、第5条3項の削除、第11条2項、第11条3項推進委員の学外有識者・実務家を2名から若干名へ変更、第12条見出し変更）